

愛川町パブリック・コメント手続の制度運用基準

1 趣 旨

この基準は、愛川町自治基本条例（平成16年愛川町条例第1号。以下「条例」という。）第4章の規定に基づき、パブリック・コメント手続（以下「PC手続」という。）の制度の運用に関し、必要な事項を定める。

2 対 象

- (1) PC手続の対象となる基本的な政策等の策定は、条例第19条第1項各号に定めるところによる。
- (2) 条例第19条第1項第3号及び第4号に規定する「町長が必要と認めるもの」については、政策等ごとに政策調整会議等に諮って決定するものとする。

3 適用除外

- (1) PC手続の対象となる基本的な政策等の策定のうち、PC手続を実施しないことができるものは、条例第19条第2項各号に定めるところによる。
- (2) 条例第19条第2項第4号に規定する「迅速若しくは緊急を要するもの」とは、PC手続の実施による時間の経過によりその効果が損なわれる場合をいう。
- (3) 条例第19条第2項第4号に規定する「軽微なもの」とは、法令改正に伴う条項の移動及び文言の整理等、形式的な改正又は大幅な内容の改正を伴わない場合をいう。

4 案の公表

- (1) 政策等の案の公表に当たっては、町民等に当該政策等の案の内容が理解されるよう努めなければならない。
- (2) 条例第20条第1項に規定する「相当の期間」とは、町民等から意見等の提出を受け、提出された意見を考慮して最終的な意思決定を行うまでの期間をいう。
- (3) 条例第20条第2項第3号に規定する「町民等が政策等の案を理解するために必要な関連資料」とは、案の概要、策定経過、予測される影響の程度及び範囲、当該政策等の案の策定に当たって附属機関等に付した場合は、当該審議の概要がわかる書類その他必要な関連資料とする。
- (4) 条例第20条第3項に規定する公表の方法は、次に掲げるとおりとする。
 - ア 町政情報コーナー及び町立公民館への政策等の案及び資料の掲示
 - イ 町政情報コーナー及び町立公民館での政策等の案の配布。ただし、条例案等、配布に要する部数が用意できる場合に限る。
 - ウ 町ホームページへの政策等の案及び資料の掲載
 - エ 必要に応じて、町広報紙（広報あいかわ又はお茶の間通信をいう。以下同じ。）への政策等の案の概要の掲載

5 予 告

- (1) PC手続の予告項目は、条例第21条各号に定めるところによる。
- (2) 条例第21条本文に規定する予告の方法は、町広報紙及び町ホームページへの掲載とする。
- (3) 予告期間は、政策等の案の公表までの間とする。

6 意見等の提出

- (1) 条例第22条第1項に基づき意見等の提出期間は、政策等の案の公表の日から最低20日間以上を確保し、かつ、予告の日から最低30日以上を確保するものとする。
- (2) 条例第22条第1項に規定する意見等の提出期間の算定に当たっては、日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日は、控除しない。ただし、12月29日から翌年1月3日までの間は、提出期間に含めないものとする。
- (3) 条例第22条第2項第1号に規定する「町が指定する場所」とは、当該PC手続を実施した政策等の事務所管課及び町立公民館とする。
- (4) 条例第22条第2項第5号の適用に当たっては、同項第1号から第4号までに掲げる提出方法以外の方法であっても、町が意見等の提出を受ける場合は、PC手続制度の趣旨を踏まえ、内容及び提出者の氏名等が確認できる方法であれば、これのできる限り認めるよう運用するものとする。
- (5) 条例第22条第3項に規定する「住所、氏名その他町民等であることを示す事項」とは、次に掲げるとおりとする。
 - ア 「本町の区域内に事務所又は事業所を有するもの」及び「本町の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者」にあつては、当該事務所又は事業所の名称及び所在地
 - イ 「本町の区域内に存する学校等に在学する者」にあつては、当該学校等の名称及び所在地
 - ウ 「本町に係る権利又は義務を有するもの」にあつては、本町に係る権利又は義務を有することを証する事項
- (6) 町は、住所、氏名その他必要事項が明記されていない意見又は提出権限を有しないものからの意見等であっても、PC手続制度の趣旨を踏まえ、これのできる限り意見として認めるよう運用するものとする。

7 意見等の考慮

- (1) 条例第23条第2項に規定する「意見に対する町の考え方等」とは、意見に対する町の考え方のほか、意見による修正箇所、修正しない場合の理由及び最終案等とする。
- (2) 条例第23条第2項に規定する公表の時期は、行政経営会議で当該政策等の最終案を決定した後とする。
- (3) 意見の提出期間の満了後、町の見直しにより当該政策等の案を修正した場合は、修正内容及び理由を公表するものとする。
- (4) 条例第23条第3項に規定する公表の方法及び期間は、次に掲げるとおりとする。
 - ア 町政情報コーナー及び町立公民館への政策等の最終案及び資料の掲示 原則として公表の日から6か月間
 - イ 町政情報コーナー及び町立公民館での政策等の最終案の配布。ただし、条例案等、配布に要する部数が用意できる場合に限る。 原則として公表の日から1か月間
 - ウ 町ホームページへの政策等の最終案及び資料の掲載 原則として公表の日から6か月間
 - エ 必要に応じて、町広報紙への政策等の概要の掲載

- (5) 前号に掲げる政策等の最終案等の公表期間を満了したものについて、公開の請求があったときは、情報公開請求によらず、情報提供として処理するものとする。

8 その他

- (1) 町は、総合計画その他の特に重要な政策等の決定に当たっては、構想又は検討段階での複数回のP C 手続を実施するよう努めるものとする。
- (2) 町は、P C 手続実施後における政策等の案の形式的な文言の修正その他軽微な修正にあつては、事務効率上、その裁量に基づき行うことができる。

9 事務の所管

- (1) P C 手続に係る一般事務は政策等の事務主管課が、本制度を円滑に行うための進行管理その他の庶務は行政推進課が所管する。
- (2) 政策等の案の事務主管課は、行政推進課、総務課その他関係課と連絡を密にし、本制度の適正な運用に努めるものとする。

附 則

この基準は、平成16年9月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成29年10月1日から施行する。